

構造計算適合性判定制度当初から増加した審査・業務内容

(1) 制度当初(2007年)から増加した審査・業務内容

制度当初から増加した審査・業務内容	補足説明	時期
1. 制度発足前後		
① 件数見込の相違 (予想7万件→実際2万件以下) ② 15年の図書保存の義務が、モデル試算の後で決定 (試算時は5年の図書保存)	①見込み件数に基づき体制を整備した適判機関がその後の収支改善に苦慮した	①②2006年～2007年
2. 受付時の審査等に係ること		
① 申請書の記載内容の確認 (建築主事等からの判定の求め→建築主からの適判申請) ② 一級建築士、構造一級建築士の有効性の確認 ③ 構造設計一級建築士の関与の有無の確認 ④ 安全証明書の確認 ⑤ 正本・副本の整合確認 ⑥ 確認機関の質疑回答書の把握 ⑦ 追加説明書の正本・副本の整合確認 ⑧ 副本図書の送付作業、費用 ⑨ 適判対象か否かの照会 ⑩ ルート2申請の引受可否照会 ⑪ 申請者に対する手続きの案内 ⑫ 請求書発行、振込確認等の請求に関する作業が増大	①～⑫法改正により、適判申請が建築主からの直接申請に変わったことにより、適判機関の新たな業務が生じた。	①～⑫ 2015年6月
3. 判定審査に係ること		
① 特定天井の審査 ② 積雪荷重の強化(積雪後の降雨を考慮した割増)	①②技術基準の改正	①2013年 ②2019年
③ 事前相談の増加 ④ 事前審査の実施(手戻り防止、電子化推進のため) ⑤ 図書の完成度が低く、確認審査を経ていないので、適判で構造図、計算書の整合を確認 ⑥ 申請書、図書の不足不備対応(構造設計者の不慣れ、意匠と構造の連携不足) ⑦ 消防同意・確認審査の進捗確認、連絡作業 ⑧ 建築主事等との物件の進捗情報共有 ⑨ 個々の設計者に対する問合わせや連絡	③④手戻り防止、円滑化のため必要 ⑤⑥完成度の低い申請図書の提出が増加 ⑦～⑨設計者に対する直接の対応の増加	③④ 2015年6月 ⑤⑥確認と適判の並行審査は2010年6月～ ⑦～⑨ 2015年6月

